

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第200期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	ダイトウボウ株式会社
【英訳名】	Daitobo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山内 一裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	(03)6262-6557
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 三枝 章吾
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	(03)6262-6557
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 三枝 章吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第196期	第197期	第198期	第199期	第200期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	5, 407, 011	4, 701, 997	4, 427, 778	4, 496, 789	4, 819, 101
経常利益 (千円)	74, 797	267, 602	153, 946	236, 704	228, 267
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	124, 831	156, 079	103, 788	294, 872	75, 806
包括利益 (千円)	149, 864	28, 755	117, 773	△191, 021	102, 644
純資産額 (千円)	4, 300, 315	4, 329, 588	4, 450, 935	4, 308, 418	4, 419, 213
総資産額 (千円)	18, 996, 244	19, 093, 785	18, 888, 855	20, 853, 062	22, 373, 071
1 株当たり純資産額 (円)	143. 66	144. 63	148. 56	143. 76	147. 19
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	4. 17	5. 21	3. 47	9. 86	2. 54
潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金額 (円)	—	5. 21	3. 46	9. 82	2. 52
自己資本比率 (%)	22. 6	22. 7	23. 5	20. 6	19. 7
自己資本利益率 (%)	3. 0	3. 6	2. 4	6. 7	1. 7
株価収益率 (倍)	14. 4	14. 0	30. 5	8. 0	63. 0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△229, 557	528, 592	559, 135	375, 151	283, 572
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	50, 264	343, 770	△86, 777	△1, 796, 948	△2, 076, 898
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△52, 686	109, 641	△363, 993	1, 370, 081	1, 387, 247
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	687, 297	1, 668, 446	1, 777, 319	1, 725, 283	1, 318, 905
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	101 (35)	101 (7)	103 (4)	109 (3)	111 (3)

- (注) 1 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を含んでいない。
- 2 第196期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年 2 月16日）等を第199期の期首から適用しており、第198期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第196期	第197期	第198期	第199期	第200期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	4, 265, 457	3, 705, 812	3, 453, 186	3, 445, 065	3, 880, 198
経常利益 (千円)	38, 532	153, 501	128, 637	204, 443	315, 089
当期純利益 (千円)	238, 438	93, 971	83, 616	270, 229	164, 460
資本金 (千円)	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	30, 000, 000	30, 000, 000	30, 000, 000	30, 000, 000	30, 000, 000
純資産額 (千円)	4, 250, 889	4, 361, 418	4, 461, 515	4, 255, 336	4, 456, 242
総資産額 (千円)	18, 524, 091	18, 653, 452	18, 480, 826	20, 347, 885	21, 817, 095
1 株当たり純資産額 (円)	142. 01	145. 69	148. 92	141. 81	148. 25
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	7. 97	3. 14	2. 79	9. 03	5. 49
潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金額 (円)	—	3. 14	2. 79	8. 99	5. 45
自己資本比率 (%)	22. 9	23. 4	24. 1	20. 9	20. 3
自己資本利益率 (%)	5. 8	2. 2	1. 9	6. 2	3. 8
株価収益率 (倍)	7. 5	23. 2	38. 0	8. 7	29. 1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	51 (5)	50 (4)	49 (2)	58 (1)	60 (3)
株主総利回り (%)	82. 2	100. 0	145. 2	108. 2	219. 2
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89. 2)	(102. 3)	(118. 5)	(112. 5)	(101. 8)
最高株価 (円)	97	80	141	110	314
最低株価 (円)	55	56	67	70	80

(注) 1 売上高には消費税等を含んでいない。

2 第196期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第199期の期首から適用しており、第198期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

1896年 2 月	資本金100万円で東京モスリン紡織株式会社を設立
1911年 9 月	羊毛トップ製造開始
1921年 6 月	東京キャリコ製織株式会社を合併
1923年 2 月	名古屋製絨工場、操業開始
1936年12月	社名を大東紡織株式会社と改める
1941年 6 月	沼津毛織株式会社を合併
1944年 3 月	社名を大東工業株式会社と改める
1947年 5 月	社名を大東紡織株式会社と改める
1949年 5 月	株式を東京証券取引所に上場
1960年11月	衣料事業を開始
1961年10月	株式を名古屋証券取引所に上場
1974年 2 月	(株)ペンタスポーツ(株)ロッキングムペンタ)を設立し、中軽衣料事業を開始
1980年10月	寝装製品の製造開始
1981年12月	三島市郊外にショッピングセンター「サンテラス駿東」(現「サントムーンアネックス」)を建設し、賃貸開始
1990年12月	新潟分工場(羊毛ふとん製造)を分離し、新潟大東紡(株)(現連結子会社)を設立
1991年 3 月	寝装営業部を分離し、大東紡寝装(株)を設立
1996年 7 月	新防縮加工素材(Eウール)を開発
1996年 9 月	ショッピングセンター運営管理会社として、大東紡エステート(株)(現連結子会社)を設立
1997年 4 月	三島市郊外にショッピングセンター「サントムーン柿田川」を建設(第1期開発)し、賃貸開始
2000年 8 月	中国寧波市に中国杉杉集団と合併で衣料品製造会社寧波杉杉大東服装有限公司を設立
2001年11月	上海事務所を開設
2005年 9 月	中国寧波市に中国杉杉集団と合併で衣料品製造会社寧波杉京服飾有限公司を設立
2007年12月	ショッピングセンター「サントムーン柿田川」の増改築(第2期開発)完了
2008年 9 月	ショッピングセンター「サントムーンアネックス」の改築(第3期開発)完了
2008年10月	(株)コスモエイから婦人服企画提案型OEM事業の一部を譲受
2010年 8 月	中国上海市に衣料品販売会社上海大東紡織貿易有限公司(現連結子会社)を設立
2011年 2 月	上海事務所を閉鎖
2012年 2 月	寧波杉京服飾有限公司を存続会社とする吸収合併により寧波杉杉大東服装有限公司を解散
2014年 2 月	当社を存続会社とする吸収合併により大東紡寝装(株)を解散
2015年 7 月	(株)ロッキングムペンタを解散
2016年 9 月	社名をダイトウボウ株式会社と改める 本社を日本橋小舟町から日本橋本町へ移転
2017年 3 月	寧波杉京服飾有限公司の出資持分を全て売却
2017年10月	単元株式数を1,000株から100株へ変更
2018年 8 月	資本金を15億円から1億円へ減資
2019年 3 月	和田哲(株)からヘルスケア事業の一部を譲受
2020年 3 月	ショッピングセンター「サントムーン オアシス」を建設(第4期開発)し、賃貸開始

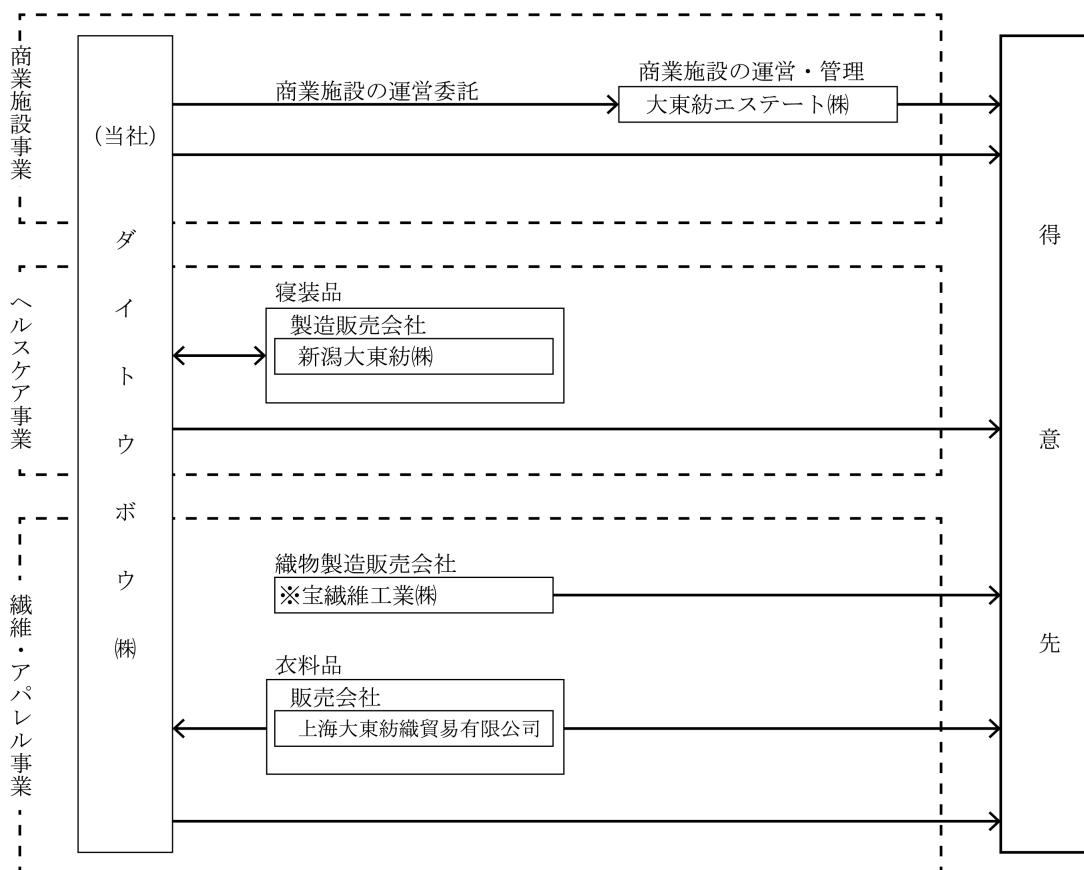
3 【事業の内容】

当社グループは、当社（ダイトウボウ㈱）、子会社3社及び関連会社1社により構成されており、不動産賃貸及び商業施設の運営・管理を主たる業務とする商業施設事業、寝装品等の製造・販売を主たる業務とするヘルスケア事業並びにアパレル製品（衣料品、ユニフォーム）・繊維（素材）等の製造・販売を主たる業務とする繊維・アパレル事業を営んでいる。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりである。なお、以下に示す区分はセグメントと同一の区分である。

- (1) 商業施設事業 当社が不動産の賃貸を行っている。また、子会社大東紡エステート㈱が商業施設の運営・管理を行っている。
- (2) ヘルスケア事業 子会社新潟大東紡㈱が製造し、当社を通じて販売している。
なお、当社グループ以外の外注加工先も利用している。
- (3) 繊維・アパレル事業
 衣料部門 子会社上海大東紡織貿易有限公司が購入した衣料品を当社および外部に販売している。
 ユニフォーム部門 当社がユニフォームを販売している。
 素材部門 当社及び関連会社宝繊維工業㈱が繊維素材等を販売している。
 なお、上記衣料部門、ユニフォーム部門及び素材部門については当社グループ以外の外注加工先も利用している。

〔事業系統図〕 以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりである。



無印 連結子会社、※持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大東紡エステート㈱ (注) 2, 3	静岡県駿東郡清水町	30,000	商業施設事業	100.0	当社が所有する商業施設の運営を委託している。 役員の兼任あり。 設備の賃貸あり。
新潟大東紡㈱ (注) 2	新潟県十日町市	10,000	ヘルスケア事業	100.0	当社が販売する寝装品を製造している。 役員の兼任あり。 資金援助あり。 設備の賃貸あり。
上海大東紡織貿易有限公司 (注) 2	中国上海市	千米ドル 450	繊維・アパレル事業	100.0	当社が購入する衣料品の一部を当社に販売している。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
(持分法適用関連会社) 宝繊維工業㈱	静岡県浜松市北区	12,000	繊維・アパレル事業	39.5	繊維素材を販売している。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載している。

2 特定子会社に該当している。

3 大東紡エステート㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えている。

主要な損益情報等

(単位：千円)

	大東紡エステート㈱
① 売上高	2,068,257
② 経常利益	4,889
③ 当期純利益	3,317
④ 純資産額	128,311
⑤ 総資産額	1,725,847

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
商業施設事業	31 (―)
ヘルスケア事業	42 (3)
繊維・アパレル事業	18 (―)
報告セグメント計	91 (3)
全社(共通)	20 (―)
合計	111 (3)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を() 外数で記載している。
 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60 (3)	47.0	13.8	5,091

セグメントの名称	従業員数(人)
商業施設事業	3 (―)
ヘルスケア事業	21 (3)
繊維・アパレル事業	16 (―)
報告セグメント計	40 (3)
全社(共通)	20 (―)
合計	60 (3)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を() 外数で記載している。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち、当社の労働組合は、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に加盟している。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものである。

(1) 経営方針

120年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していく。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、日本のより良い未来の創造に貢献する。

(2) 経営環境

当期におけるわが国経済は、前半は雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあって緩やかな回復基調が続いたものの、2019年10月の消費税増税による影響、さらに第4四半期には新型コロナウイルス感染症の影響があり、期末にかけて大幅に下押しされ一気に厳しい環境となった。海外においては中国経済動向、英国のEU離脱、米中貿易摩擦の懸念などが台頭していた中、期末にかけてのパンデミック発生により、世界経済も大打撃を受ける展開となった。

このような状況の中で、当社グループは、昨年度からスタートした「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策を着実に進めることに努めた。

商業施設事業においては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」が、消費税増税や近隣の大型商業施設開業などの影響を受けながらも概ね順調に推移していたものの、期末にかけてアミューズメントなどの新型コロナウイルス感染症の影響に敏感な業態から順に業績を落とす展開となった。こうした中、同施設の増床・リニューアル工事（第4期開発）を順調に進め、2020年3月10日に、3階建て約7,000㎡のテナント面積に33店舗が出店する新館「サントムーン オアシス」を開業した。開業当初は予想を上回る来店客で賑わうなど、当社グループを挙げて地域のライフラインを守る使命感をもって運営に取り組んだ。ヘルスケア事業においては、一般寝具で軟調な市況の影響を受けたものの、前期末に譲り受けた和田哲カンパニー事業との一段のシナジー効果の発揮に注力するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の抗菌素材・マスクなどの商品確保にも努めた。繊維・アパレル事業においては、消費増税や上海現地法人における海外事業が中国市況の影響を受け販売不振が続く中、第4四半期の春物市況が新型コロナウイルス感染症の影響で苦戦したものの、継続して採算改善活動に取り組んだ。この結果、2007年3月期以来13期ぶりに全事業セグメントでセグメント営業黒字を確保することが出来た。

(3) 中期経営戦略

当社グループは、2018年4月から中期経営方針「Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」をスタートさせ、「成長投資と維持更新投資への優先的な取り組み」「事業規模の拡大と収益性の向上」「財務マネジメントの強化と復配」「人材の確保と育成」「コーポレートガバナンス・コードに沿った経営の徹底」を柱となる戦略として推進している。

また、中期経営方針「Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」において、2023年3月期の財務目標として、「営業利益率9%以上」「ROE6%以上」「Net DER170%以下」を掲げている。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況が当面続くと見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により内外経済の停滞が長引く懸念もあり、一段の下振れリスクがある。金融資本市場の変動等についても十分な注意が必要と考える。ただし、政府による収束後の経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するための政策のスピード感ある実行により、年度後半にかけて徐々に回復することも期待できると考える。

こうした環境下、当社は「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策への取り組みを継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後の新しい常態（ニューノーマル）における新たなビジネスチャンスを捉えるべくスピード感を持って変化に柔軟に対応していく考えである。

① 成長投資と維持更新投資への優先的な取り組み

当社グループの主力事業である静岡県下有数の商業施設「サントムーン柿田川」の第4期開発を成長投資と位置づけて取り組み、2020年3月に新館「サントムーン オアシス(Oasis)」を開業した。しかしながら、開業後まもなく新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急事態宣言により一部休業を余儀なくされたため、地域のライフラインを守るとの使命感のもと、今後は最優先で営業再開後の速やかな立ち直りを進める考えである。

る。また、周辺市場との競合対策などの諸課題にも継続して対応していく考えである。

② 事業規模の拡大と収益性の向上

2019年3月に実施したヘルスケア事業の譲り受けの効果で2期連続の増収となったことに加え、今後は「サントムーン柿田川」に新たにオープンした新館「サントムーン オアシス(Oasis)」の業績を軌道に乗せることおよびヘルスケア事業において新型コロナウイルス関連の抗菌素材など医療に近い分野の取り組みを強化することで、当社グループとして事業規模の拡大と収益性の向上をさらに確実なものとしていく考えである。また、事業規模の拡大にあたっては、ESG（環境・社会・ガバナンス）、CSV（共通価値の創造）といった概念およびバリューチェーンによる価値創造をしっかりと意識して取り組む。

③ 財務マネジメントの強化と復配

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、財務の健全性の確保が大前提となる。そのため、新館「サントムーン オアシス(Oasis)」の建設資金借入と既存借入金を着実に圧縮しつつ、財務マネジメントを強化していく考えである。中期経緯方針期間中に復配の目途をつけるべく取り組む方針にも変わらない。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の影響に注視する必要があると考えている。

④ 人材の確保と育成

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク（在宅勤務）体制を整えることができたため、新しい生活様式に対応した新しい働き方改革を一段と推し進める。

⑤ コーポレートガバナンス・コードに沿った経営の徹底

ガバナンス体制の維持・強化を図るとともに、事業活動を通じた社会的課題への対応も推進する。

以上により、当社グループは、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性への挑戦を続け、当社グループの役職員一同全力で、「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」を推進し、企業価値のさらなる向上に邁進する所存である。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりである。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 特定収益事業の特定地域集中について

当社グループの主力収益事業である商業施設事業のショッピングセンター等の商業施設が静岡県駿東郡清水町（三島地区）に集中している。

現在、予想されている東海地震が発生した場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(2) 固定資産の賃貸契約について

当社グループの主力収益事業である商業施設事業においては、ショッピングセンター等の商業施設に関して賃貸借契約を締結している。今後、諸般の事情により契約が解除された場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(3) 有利子負債について

当社グループにおいては、商業施設「サントムーン柿田川」の開発工事实施等により当期末の有利子負債残高は122億5百万円である。今後、市場の金利が上昇した場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(4) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に経済情勢が悪化しており、極めて厳しい状況が当面続くと見込まれる。新型コロナウイルス感染症の影響により内外経済の停滞が長引いた場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

（経営成績の状況）

当期の業績は、売上高はヘルスケア事業の譲受けによる増収効果もあり、48億19百万円（前年同期比7.2%増）と前期比増収となり、また、ヘルスケア事業や繊維アパレル事業セグメントにおいて粗利率が改善したことに加え、前期の商業施設事業投資に関連する一過性の費用計上の影響が剥落したこともあり、営業利益は4億7百万円（前期比24.3%増）と前期比増益となり、13期ぶりに全事業セグメントで営業黒字を計上することが出来た。経常利益については、商業施設事業における建設資金調達に伴い支払利息が増加したため2億28百万円（前期比3.6%減）となった。これに、PCB（ポリ塩化ビフェニル）処理費用につき環境対策引当金繰入額36百万円を特別損失として計上し、さらに将来の新型コロナウイルス感染症の現下の状況等を踏まえ繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額1億13百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は75百万円（前期比74.3%減）となった。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

（商業施設事業）

商業施設事業については、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、季節関連イベントを強化するなど順調に推移してきたものの、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響があり、売上高は前期を下回った。損益面では、前期に計上した第4期開発に関連する一過性の費用計上がなくなったことから粗利率が改善した。

この結果、商業施設事業の売上高は23億6百万円（前期比0.9%減）、営業利益は8億88百万円（前期比3.1%増）となった。

（ヘルスケア事業）

健康ビジネス部門については、2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響があり大半の取引先で需要が落ち込んだものの、前期末の事業譲受け効果が下支えとなり売上高は前期を上回った。一般寝装品部門についても、2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響があり大半の取引先で需要が落ち込んだものの、前期末に譲り受けた事業のうち業務用寝具販売が順調に推移したことが下支えとなり売上高は前期を上回った。損益面では、増収効果に加え、譲受け事業による粗利率改善効果もあり、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの採算性は向上した。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は13億99百万円（前期比68.1%増）、営業利益は12百万円（前期は営業損失29百万円）と通期では5期ぶりの黒字となった。

（繊維・アパレル事業）

衣料部門については、消費増税や気候不順の影響により秋冬物市況が伸び悩んだことに加え、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響による春物衣料の不振もあり、売上高は前期を下回った。ユニフォーム部門については、民需案件の受注が来年度にずれ込んだことが響き売上高は前期を下回った。損益面では、粗利率の向上により、前期比で改善した。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は11億13百万円（前期比16.7%減）、営業利益4百万円（前期は営業損失24百万円）と通期では3期ぶりの黒字となった。

(財政状態の状況)

当期末における総資産の残高は223億73百万円(前期末は208億53百万円)となり、前期末に比べ15億20百万円増加した。主な要因は、現金及び預金の減少4億6百万円、建物及び構築物の増加33億65百万円、建設仮勘定の減少17億62百万円である。

当期末における負債の残高は179億53百万円(前期末は165億44百万円)となり、前期末に比べ14億9百万円増加した。主な要因は、短期借入金の増加60億26百万円、長期借入金の減少46億10百万円である。

当期末における純資産の残高は44億19百万円(前期末は43億8百万円)となり、前期末に比べ1億10百万円増加した。主な要因は、利益剰余金の増加75百万円、その他有価証券評価差額金の減少31百万円、繰延ヘッジ損益の増加59百万円である。

② キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億83百万円のプラス(前期比24.4%減)となった。主な要因は、税金等調整前当期純利益の計上1億92百万円、減価償却費4億25百万円、売上債権の増加34百万円、たな卸資産の増加67百万円、仕入債務の減少1億88百万円である。

投資活動によるキャッシュ・フローは、20億76百万円のマイナス(前期は17億96百万円のマイナス)となった。主な要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出20億78百万円である。

財務活動によるキャッシュ・フローは、13億87百万円のプラス(前期比1.3%増)となった。主な要因は、長期借入れによる収入57億24百万円、長期借入金の返済による支出43億8百万円、リース債務の返済による支出22百万円である。

これらの各活動の結果、現金及び現金同等物の残高は13億18百万円(前期比23.6%減)となり、前期末に比べ4億6百万円減少した。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その形態、単位等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品もあり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の実績については、「① 財政状態及び経営成績の状況」におけるセグメントの経営成績に関連付けて示している。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態の分析)

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載している。

(経営成績の分析)

ア. 売上高

当期における売上高は、48億19百万円となり、3億22百万円(前期比7.2%増)増加した。主な要因は、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、ヘルスケア事業において前期末に一部事業を譲り受けたことによるものである。

イ. 売上原価、販売費及び一般管理費

当期における売上原価は、34億86百万円となり、1億72百万円(前期比5.2%増)増加し、売上高に対する比率は、前期73.7%から当期72.3%と1.4ポイント改善した。販売費及び一般管理費は、9億25百万円となり、69百万円(前期比8.1%増)増加した。主な要因は、売上原価は粗利率が改善したことによるものである。また、販売費及び一般管理費は、前期に発生した商業施設事業投資に関連する一過性の費用計上が当期はなかったものの、ヘルスケア事業における一部事業の譲受けにより増加したことによるものである。

ウ. 営業損益

当期における営業損益は、4億7百万円の営業利益となり、79百万円（前期比24.3%増）増加した。これは販売費及び一般管理費が増加したものの、粗利率の改善により売上総利益が増加したことによるものである。

エ. 営業外損益

当期における営業外収益は、33百万円となり、29百万円（前期比46.7%減）減少した。営業外費用は、2億12百万円となり、58百万円（前期比38.4%増）増加した。この結果、営業外損益の純額は1億78百万円のマイナスとなり、前期に比べ88百万円悪化した。主な要因は、前期に発生した移転補償金の受取がなくなったことおよび借入金の増加に伴い支払利息が増加したことによるものである。

オ. 特別損益

当期における特別損益は、特別損失が36百万円（前期はなし。）発生した。要因は、P C B（ポリ塩化ビフェニル）処理費用について環境対策引当金繰入額を計上したことによるものである。

カ. 税金等調整前当期純損益

当期における税金等調整前当期純損益は、税金等調整前当期純利益1億92百万円となり、44百万円（前期比18.9%減）減少した。これは、営業利益が79百万円増加したものの、営業外損益が88百万円、特別損益が36百万円それぞれ悪化したことによるものである。

キ. 親会社株主に帰属する当期純損益

当期における親会社株主に帰属する当期純損益は、親会社株主に帰属する当期純利益75百万円となり、2億19百万円（前期比74.3%減）減少した。これは、税金等調整前当期純損益が44百万円が悪化したことおよび税金費用が1億74百万円増加したことによるものである。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当期のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載している。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、ヘルスケア事業及び繊維・アパレル事業におけるたな卸資産の購入費用のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用である。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、商業施設事業における設備投資等によるものである。当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、財務の健全性を確保することを基本としている。運転資金及び設備資金については、自己資金及び銀行借入により調達している。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は122億5百万円となっている。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、決算日における財政状態及び経営成績に影響を与えるような経営者の会計上の見積りを必要とする。

当社は、会計上の見積りについて、過去の実績、現在の状況等を勘案し合理的かつ慎重に判断している。しかしながら、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これら会計上の見積りと異なる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症が経済、企業活動に広範な影響を与えており、今後の広がり方や収束時期を予想することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。

4 【経営上の重要な契約等】

固定資産の賃貸借契約

1997年4月に完成・オープンしている三島市郊外のショッピングセンター「サントムーン柿田川」に関して、(株)エンチャーとの間に「土地建物賃貸借契約書」を締結している。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、継続的な事業構造の強化等を目的に設備投資を実施している。当期における設備投資の総額は、2,120百万円である。セグメント別には、商業施設事業が2,086百万円、ヘルスケア事業が1百万円及び全社が31百万円である。

商業施設事業については、主に、商業施設「サントムーン柿田川」の設備投資を実施し、2020年3月10日に新館「サントムーン オアシス」を開業した。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりである。

提出会社

(2020年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	全社	本社機能、 事務業務	13,005	—	— (—)	—	3,425	16,431	20 (—)
	商業施設事業								3 (—)
	ヘルスケア事業								9 (3)
	繊維・アパレル事業								14 (—)
サントムーン 柿田川等 (静岡県駿東郡 清水町)	商業施設事業	商業施設等 (注2)	9,150,112	—	8,848,784 (92,018)	100,439	121,849	18,221,186	28(—)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでいない。

なお、金額には消費税等を含めていない。

2 サントムーン柿田川等は、すべて提出会社が大東紡エステート㈱及び㈱エンチャー等へ賃貸している。
なお、サントムーン柿田川等の従業員数は、大東紡エステート㈱に係るものである。

3 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがある。

提出会社

(2020年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	全社	本社機能、事務業務 (賃借)	20 (—)	30,344
	商業施設事業		3 (—)	
	ヘルスケア事業		9 (3)	
	繊維・アパレル事業		14 (—)	

4 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書している。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,000,000	30,000,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	30,000,000	30,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 2
新株予約権の数(個) ※	80 (注) 1	110 (注) 1	81 (注) 1	73 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 80,000 (注) 1	普通株式 110,000 (注) 1	普通株式 81,000 (注) 1	普通株式 73,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	株式1株につき1円	株式1株につき1円	株式1株につき1円	株式1株につき1円
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月5日～ 2024年12月4日	2020年9月20日～ 2025年9月19日	2021年8月20日～ 2026年8月19日	2022年8月20日～ 2027年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 71 資本組入額 (注) 2	発行価格 84 資本組入額 (注) 2	発行価格 96 資本組入額 (注) 2	発行価格 81 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3			
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4			

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はない。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1,000株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下、「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合

で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(2) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は取締役会の委任を受けた業務執行取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3. に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月31日 (注)	—	30,000,000	△1,400,000	100,000	△503,270	—

(注) 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他利益剰余金へ振り替えたものである。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

2020年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	19	41	81	26	28	14,135	14,330	—
所有株式数 （単元）	—	26,570	19,844	26,925	15,495	451	210,535	299,820	18,000
所有株式数 の割合（%）	—	8.86	6.62	8.98	5.17	0.15	70.22	100.00	—

(注) 1 自己株式68,749株は、「個人その他」に687単元及び「単元未満株式の状況」に49株含まれている。

2 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が70単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ファーストラザーズ(株)	東京都千代田区丸の内2-4-1	682	2.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	630	2.10
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	554	1.85
(株)シード	静岡県三島市文教町1-7-25	501	1.67
(株)デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	500	1.67
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1 3 0 0 0 0 0 (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インターシテ ィA棟)	498	1.66
(株)SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	422	1.41
クレディ・スイス・アーゲー シンガポール ブランチー ファーム エクイティ ポエツ ツ (常任代理人 クレディ・スイ ス証券(株))	1 RAFFLES LINK, #03/#04-01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE 039393 (東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワ ー)	328	1.09
楽天証券(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1	321	1.07
新陽(株)	東京都中央区日本橋室町4-3-5	280	0.93
計	—	4,718	15.76

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりである。

日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 370千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 93,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,820,300	298,203	—
単元未満株式	普通株式 18,000	—	—
発行済株式総数	30,000,000	—	—
総株主の議決権	—	298,203	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、㈱証券保管振替機構名義の株式が7,000株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数70個が含まれている。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) ダイトウボウ㈱	東京都中央区日本橋本町 1-6-1	68,700	—	68,700	0.22
(相互保有株式) 宝繊維工業㈱	静岡県浜松市北区初生町 1255-2	93,000	—	93,000	0.31
計	—	161,700	—	161,700	0.53

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	68,749	—	68,749	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の
買取りによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考え、利益配分については業績の向上に努め、また内部留保にも意を用いて決定することを基本としている。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定め、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としている。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

当期は、誠に遺憾ながら配当については内部留保を高める観点から見送りとする。

次期以降については、早期に安定した財務基盤を確立し、復配実現にむけて努力する所存である。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な考え方としている。また、コーポレート・ガバナンスの向上を目指して、コンプライアンス、リスク管理の徹底に努めるとともに、株主を始めとするステークホルダーの立場を踏まえた透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことに努め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を推進していくこととしている。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(取締役会)

経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち独立社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）の計8名の取締役で構成されている。取締役会は原則毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっている。

(監査等委員会)

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成されている。監査等委員会は、常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回の監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成する。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて遵法性および妥当性に関する監査を行ない、取締役の職務執行を監査している。また、内部監査室とは、適宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的に開催しており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連携を保っている。

(社外役員会議・諮問委員会)

外部の新しい視点から、当社の持続的な成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、4名の独立社外取締役のうち澤田取締役を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成する社外役員会議を設置している。また、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会を設置している。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、2016年6月の監査等委員会の設置に合わせ、従前の内部管理強化委員会を発展させた組織として設置したもので、原則月1回開催する。社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況および課題について協議・報告している。

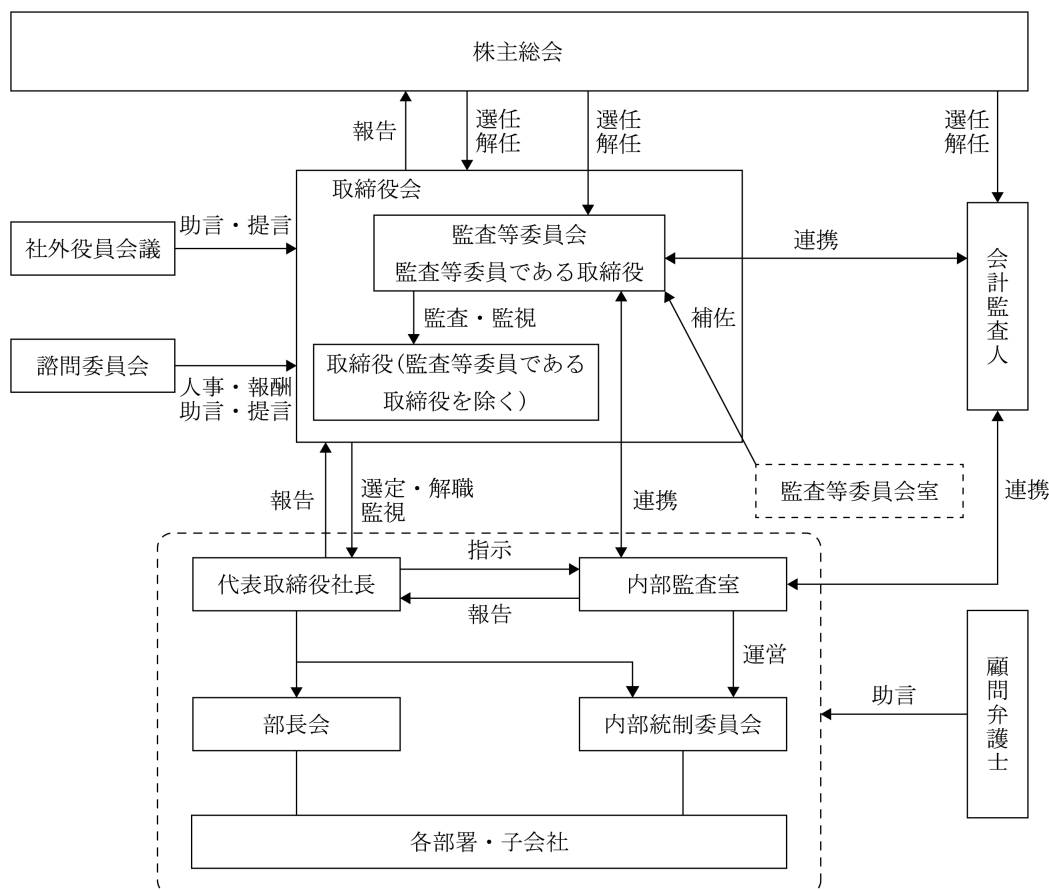
(部長会)

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役および部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っている。また、グループ会社については、原則月1回、業務の進捗に関する報告会を開催している。

(当該体制を採用する理由)

当社は、2016年6月に監査等委員会設置会社に移行した。その体制を採用した理由は、議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、透明かつ機動的な会社運営の下、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが出来ると考えたからである。また、取締役会、監査等委員会のほか、社外役員会議、諮問委員会などの会議を設置するとともに、取締役会の監督機能の強化と業務執行責任の明確化の観点から執行役員制度の導入および監査等委員会・会計監査人・内部監査室のスムーズな連携の確保など、高い企業統治を目指した体制としている。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりである。



③ 企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び子会社から成るダイトウボウグループの業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制、反社会的勢力に対する体制ならびに財務報告に係る内部統制整備の体制に関して、内部統制システム整備の基本方針を取締役会にて決議し、制定している。また、その適切な運用を図るために、監査等委員会による監査のほか社長直属の内部監査室による監査を行うなど、必要な組織や手順等を具体的に定め内部統制システムの整備を実施している。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、当社業務に係るリスクを分類・分析し、リスク管理体制の適正さを確保することとしている。コンプライアンス・リスクに関しては、重要な法務的事象が生じる都度、必要に応じて顧問弁護士や外部の専門家に相談し、法令定款違反行為を未然に防止していくこととしている。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員である取締役及び取締役会に報告する体制としている。情報管理については、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程を制定し、適切かつ確実に保存・管理を行っている。大地震等災害発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応することとしている。その他、各種リスクに応じてルールを定め、リスクを未然に防止することに努めている。

(提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社グループの経営管理については、関係会社業務規程に従い運営管理を行うものとし、子会社の職務の執行に係る事項を報告する場として、原則月1回の業務報告会など、適宜会議を開催することとしている。また、子会社における損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制、および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、内部監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役へ報告する。

④ 責任限定契約の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としている。これは、業務執行取締役等でない取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は11名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めている。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

（自己の株式の取得）

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものである。

（中間配当）

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

（取締役の責任免除）

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び第196回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

⑨ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

I 基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲイで定義される。以下同じである。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えている。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられる。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定される。

当社としては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え

ており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えている。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て1896年2月に設立された。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に永年に渡り貢献してきた。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げた。また、昭和40年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わってきた。さらに、平成に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合併で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、2008年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出した。特に、今後の繊維アパレル事業を支えていくことを期待している事業である「ユニフォーム事業」「生産管理型OEM事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育んできた事業群である。なお、その後の国内繊維産業の低迷を背景に、2002年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖、2015年には事業環境の悪化等により紳士服販売子会社を解散、2017年には中国合併会社である紳士スーツ製造工場から完全撤退するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してきた。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきている。

また、1980年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、1989年から1990年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んできた。その後、2014年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設している。

当社は、現在「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく経営戦略を進めるとともに、財務の健全性と人材の確保を前提に、成長投資を優先した上で、適切な株主還元を行う方針である。

「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」では、まず成長投資と維持更新投資への優先的な取り組みとして、収益の柱である商業施設事業に最優先で継続投資する。

また、収益の柱である商業施設事業に経営資源を傾斜配分することにより、当社グループとして、事業規模の拡大と収益性の向上を確実なものとしていく。

さらに事業推進においては、当社の独自性を活かしつつ、既往の締結済みの資本業務提携先とのコラボレーション的な取り組みを一層強化し、目の前のビジネスチャンスをしっかり捉えていく。同時に、将来の布石として、商業施設事業を始めとした当社グループの各事業のシナジーを意識した新規事業の創出にも取り組んでいく。

以上により、当社グループは、120年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していく。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、日本のより良い未来の創造に貢献していく所存である。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引先様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育んでいくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えている。

III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

ア. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社としては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社

の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記イで定義される。以下同じである。）および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えている。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も十分に確保されるべきである。

当社は、このような考え方に立ち、2018年5月11日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）を更新することを決定し、2018年6月27日開催の当社第198回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、株主の皆様により承認、可決された。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めている。

イ. 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」という。）に対し、事前に株主の皆様および当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様および当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集および検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めている。

ウ. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものである。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁じる行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社普通株式を交付する取得条項を付すことが予定されている。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がある。

エ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行うが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置している。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任し、選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結するものとする。

オ. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとする。

カ．情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動・不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行う。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、上記ⅡおよびⅢ記載の具体的な取組みは、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えている。

ア．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

イ．企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的としていること

ウ．株主意思を重視するものであること

エ．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること

オ．合理的な客観的要件を設定していること

カ．独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

キ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山 内 一 裕	1957年1月5日	1979年4月 三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2002年2月 中央三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)人事企画部長 2004年1月 同社大阪支店営業第二部長 2007年1月 同社新宿西口支店長 2009年6月 当社取締役経営企画部長 2010年8月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当 2013年7月 取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当 2015年6月 代表取締役社長(現任) 上海大東紡織貿易有限公司董事長(現任)	(注) 2	79,100
取締役 常務執行役員経営管理本部長	三 枝 章 吾	1969年2月12日	1990年4月 当社入社 2010年9月 管理部経理グループ長 2012年6月 経営管理本部経営企画部長 2015年6月 取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当 2019年6月 取締役上席執行役員経営管理本部長 内部統制担当 2020年6月 取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当(現任)	(注) 2	23,600
取締役 執行役員営業統括兼 ヘルスケア事業本部長	青 木 寛 繁	1965年1月6日	1989年4月 当社入社 2015年4月 アパレルファッション・ユニフォーム事業本部生産企画営業部長 2015年6月 取締役執行役員アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長代行 2016年3月 取締役執行役員アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長 2016年6月 執行役員アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長 2019年10月 執行役員営業副統括兼繊維・アパレル事業本部長 2020年2月 執行役員営業統括兼ヘルスケア事業本部長 2020年6月 取締役執行役員営業統括兼ヘルスケア事業本部長(現任)	(注) 2	8,300
取締役	澤 田 康 伸	1953年1月9日	1976年4月 労働省(現厚生労働省)入省 1989年1月 A.T. Kearney, Inc. (現A.T. カーニー株式会社)入社 東京事務所配属 1997年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント 2002年4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社(現Brand Union/WPPグループ)エグゼクティブ・ディレクター 2003年7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	加久間 雄 二	1948年 7 月 8 日	1967年 4 月 当社入社 2006年 7 月 経理部長 2007年 6 月 取締役経理部長 2008年 6 月 取締役管理部長 2010年 8 月 取締役経営管理本部管理部長 2012年 6 月 監査役 2016年 6 月 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	81,000
取締役 (監査等委員)	飯 沼 春 樹	1948年 4 月 19 日	1976年 4 月 弁護士登録 1978年 4 月 飯沼総合法律事務所開設(現職) 2011年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	鏡 高 志	1976年12月19日	2001年 9 月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年 7 月 公認会計士登録 2006年 8 月 税理士法人高野総合会計事務所入所 高野総合コンサルティング株式会社(兼務) 2013年11月 税理士登録 税理士法人高野総合会計事務所パートナー(現任) 2016年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2017年12月 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役(現任)	(注) 3	5,600
取締役 (監査等委員)	奥 村 秀 策	1952年 6 月 16 日	1977年 4 月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 2003年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社介護・サービス室長 2006年 4 月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長 2008年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長 2010年10月 MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長 2013年 4 月 同社リスク管理部嘱託 2016年 3 月 同社退職 2016年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	7,800
計					205,400

- (注) 1 澤田康伸、飯沼春樹、鏡高志及び奥村秀策は、社外取締役である。
2 2020年 6 月 24 日開催の定時株主総会の終結の時から2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
3 2020年 6 月 24 日開催の定時株主総会の終結の時から2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
4 監査等委員会の体制は、次のとおりである。
委員長 加久間雄二 委員 飯沼春樹 委員 鏡高志 委員 奥村秀策

② 社外取締役の状況

当社の社外取締役は4名であり、その全員を独立役員として届け出ている。社外取締役の内、澤田取締役及び飯沼取締役は、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。鏡取締役は当社株式を5,600株所有しており、当社との間にそれ以外に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。奥村取締役は当社株式を7,800株所有しており、当社との間にそれ以外に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。

独立社外取締役の果たす機能および役割については、各氏の有する専門的な知見および豊富な経験、幅広い見識等をもとに、当社と中立かつ独立した立場から、経営監督機能を十分に発揮いただくとともに、経営に関する様々なアドバイスをいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が図れるものと期待している。

社外取締役の選任にあたっては、企業経営および財務ならびに会計に関する高い知見、法律の実務家としての経験など業務に必要な専門知識や経験を有する人材、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外取締役を選任する方針としている。現在の社外取締役4名は、全員が当社の定める独立性基準に抵触していないため独立役員として届け出ており、当社の取締役8名のうち、5割にあたる4名が独立社外取締役である。それぞれが異なる専門分野を有しており、当社としては、コーポレート・ガバナンス向上が相応に期待できる状況であると認識している。

なお、当社の定める独立性基準の概要は以下の通りである。

- ・当社または当社子会社の業務執行者でないこと
- ・当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと
- ・当社から多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等の専門家でないこと
- ・当社の主要株主でないこと 等

当社は、独立社外取締役が複数となった時点で筆頭社外取締役を定めることとしていたところ、2016年6月24日付の当社定時株主総会の承認・可決により独立社外取締役が複数となった。このため、同日付で独立社外取締役澤田取締役を筆頭社外取締役とすることを取締役会にて決議し、社外取締役だけで構成する社外役員会議を設置した。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役と内部監査室、監査等委員会および会計監査人は、会議や面談の場を通じて、適宜、協議・検討の機会を持つことが出来ており、相互に緊密な連携を保っている。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、監査等委員会を設置しており、常勤監査等委員1名、監査等委員3名の計4名（うち独立社外取締役3名）で構成されている。常勤の監査等委員である加久間取締役は当社の経理部門の経験が長く、監査等委員である独立社外取締役のうち鏡取締役は公認会計士・税理士の資格を有する会計事務所のパートナーであり、両名とも、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、原則月1回の監査等委員会を開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行を監査し、監査報告を作成する。当社は、監査等委員を補佐するために、監査等委員会室を設置し、専任の室長1名と兼任スタッフ1名を配置している。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりである。

氏名	開催回数	出席回数
加久間 雄二	13回	13回
飯沼 春樹	13回	13回
鏡 高志	13回	13回
奥村 秀策	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針、監査計画、内部統制システムの構築・運用状況、コーポレートガバナンス・コード対応および中期経営方針の進捗・達成状況等を検討している。

また、常勤の監査等委員である取締役の活動として、部長会など社内の重要な会議に出席し、内部統制システムを通じて遵法性および妥当性に関する監査を行ない、取締役の職務執行を監査している。

② 内部監査の状況

当社は、内部統制を担当するセクションとして社長直属の内部監査室を設置しており、専任者2名兼任者1名の計3名で構成されている。内部監査室は、内部監査計画に基づく監査を行い、定期的に社長並びに監査等委員会に報告することとしている。月1回開催される内部統制委員会のほか、内部監査室と監査等委員会は、月1回の内部監査連絡会の開催および相互に随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保つとともに、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な内部統制上の課題について随時協議・検討の機会を持っている。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

安達 則嗣

田部 秀穂

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、会計士試験合格者等3名、その他2名であり、当社と監査法人、業務を執行した公認会計士及び補助者との間に人的、資本的または取引関係その他の利害関係はない。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告する。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

当社は、東陽監査法人が監査品質及び独立性に問題なく、昨年度の監査実績等当社の会計監査人の解任・不再任の決定方針に照らして、総合的に判断した結果、選定している。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っている。上記の方針に基づく監査法人についての評価項目を設定し、監査品質及び独立性について判断している。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,700	—	29,320	—
連結子会社	—	—	—	—
計	29,700	—	29,320	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項なし。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社グループの規模・業務の特性等の要素を勘案した上で決定している。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意している。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は株主総会での決議枠内において決定している。決定に当たっては、個々の取締役の役職・経験年数・業績・貢献期待等を適切に反映させつつ、世間相場や従業員とのバランス等も踏まえて、総合的に勘案することとしている。また、中長期的な会社の業績や潜在リスクを反映し、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けとしてストックオプション制度を導入している。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月24日である。決議の内容は、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額72,000千円以内（うち社外取締役の報酬枠10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額36,000千円以内とするものである。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く。)	55,646	49,017	6,629	—	—	3
監査等委員(社外取締役を除 く。)	8,044	8,044	—	—	—	1
社外役員	22,370	22,370	—	—	—	4

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
10,207	1	本部長としての給与である。

⑤ 報酬等の決定に関する決定権限を有する者の名称およびその権限の内容および裁量の範囲

取締役の報酬の決定については、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営陣としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを前提に、取締役会で決定することとしている。

⑥ 当事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会の活動内容

2019年6月開催の諮問委員会において答申された意見を参考に、同月開催の取締役会において取締役の基本報酬についての審議・決定を行っている。また、2019年7月開催の諮問委員会において答申された意見を参考に、同月開催の取締役会において取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）のストックオプションの割当個数についての審議・決定を行っている。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分している。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先や金融機関との長期的・安定的な関係の維持・強化、および当社の経営戦略や事業戦略等を勘案して、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、政策保有株式を保有することがある。その場合、一定額以上の株式取得については取締役会決議事項と定めている。また、個別の政策保有株式について、その保有意義、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、そのリターンとリスク等を精査し、毎年、取締役会で報告している。なお、政策保有株式の保有の意義や効果が乏しいと判断される場合には、適宜株価や市場動向その他考慮すべき事情に配慮しつつ売却を行う。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	10	96,008
非上場株式以外の株式	4	118,479

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	972	持株会を通じた株式取得によるもの

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	2	2,656

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
(株)静岡銀行	159,133	159,133	取引関係維持等のため	有
	104,550	134,149		
(株)エンチャー	3,000	3,000	取引関係維持等のため	有
	2,742	2,793		
東洋紡(株)	7,231	6,549	取引関係維持等のため	無
	8,265	9,268		
フランスベッド ホールディングス(株)	3,200	3,251	取引関係維持等のため	無
	2,921	2,932		
(株)4℃ホールデ ィングス	—	991	取引関係維持等のため	無
	—	2,066		

(注) 1 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示している。

2 特定投資株式における定量的な保有効果については、記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載する。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2020年3月31日を基準とした検証の結果、当社が保有する政策保有株式の個々の目的及び合理性は、保有方針に沿っていることを確認している。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び会計専門書の定期購読を行っている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,735,466	1,329,089
受取手形及び売掛金	※6 652,248	700,027
たな卸資産	※2 610,845	※2 676,797
その他	56,460	313,104
貸倒引当金	△1,670	△1,940
流動資産合計	3,053,350	3,017,079
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 5,882,421	※1 9,247,437
土地	※1, ※5 9,268,089	※1, ※5 9,268,089
リース資産（純額）	121,661	100,439
建設仮勘定	※1 1,762,651	—
その他（純額）	32,707	136,427
有形固定資産合計	※3 17,067,530	※3 18,752,392
無形固定資産		
のれん	200,114	185,706
その他	4,162	29,087
無形固定資産合計	204,276	214,793
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※4 330,635	※4 301,329
破産更生債権等	87,808	83,256
繰延税金資産	126,768	13,261
その他	67,135	70,986
貸倒引当金	△84,442	△80,028
投資その他の資産合計	527,904	388,805
固定資産合計	17,799,711	19,355,991
資産合計	20,853,062	22,373,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1, ※6 577,915	402,491
短期借入金	※1 2,374,400	※1 8,400,992
未払法人税等	2,716	657
賞与引当金	34,308	38,034
株主優待引当金	28,000	19,000
その他	※1 733,610	※1 740,667
流動負債合計	3,750,950	9,601,843
固定負債		
長期借入金	※1 8,311,000	※1 3,700,014
リース債務	104,361	82,515
長期預り保証金	※1 1,567,132	※1 1,624,773
再評価に係る繰延税金負債	※5 2,476,495	※5 2,476,495
環境対策引当金	—	36,215
退職給付に係る負債	280,991	306,565
資産除去債務	53,712	54,154
その他	—	71,280
固定負債合計	12,793,693	8,352,014
負債合計	16,544,644	17,953,857
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	△270,247	△194,441
自己株式	△9,781	△9,781
株主資本合計	△180,029	△104,223
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△18,461	△50,052
繰延ヘッジ損益	△172,806	△112,921
土地再評価差額金	※5 4,664,864	※5 4,664,864
為替換算調整勘定	3,967	2,511
その他の包括利益累計額合計	4,477,563	4,504,402
新株予約権	10,884	19,034
純資産合計	4,308,418	4,419,213
負債純資産合計	20,853,062	22,373,071

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	4,496,789	4,819,101
売上原価	※1 3,313,581	※1 3,486,551
売上総利益	1,183,208	1,332,550
販売費及び一般管理費	※2 855,729	※2 925,336
営業利益	327,478	407,213
営業外収益		
受取利息	31	50
受取配当金	5,960	6,233
持分法による投資利益	3,968	3,424
受取手数料	—	14,824
固定資産売却益	8,247	—
移転補償金	31,295	—
その他	13,140	8,882
営業外収益合計	62,644	33,414
営業外費用		
支払利息	120,241	204,339
シンジケートローン手数料	27,061	6,062
その他	6,116	1,958
営業外費用合計	153,419	212,360
経常利益	236,704	228,267
特別損失		
環境対策引当金繰入額	—	36,215
特別損失合計	—	36,215
税金等調整前当期純利益	236,704	192,051
法人税、住民税及び事業税	8,032	2,738
法人税等調整額	△66,201	113,506
法人税等合計	△58,168	116,245
当期純利益	294,872	75,806
親会社株主に帰属する当期純利益	294,872	75,806

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	294,872	75,806
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△23,543	△31,590
繰延ヘッジ損益	△172,724	59,885
土地再評価差額金	△286,747	—
為替換算調整勘定	△2,879	△1,456
その他の包括利益合計	※ △485,894	※ 26,838
包括利益	△191,021	102,644
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△191,021	102,644
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,500,000	503,375	△2,554,346	△7,206	△558,177
当期変動額					
資本金から剰余金への振替	△1,400,000	1,400,000			—
欠損填補		△1,903,375	1,903,375		—
親会社株主に帰属する当期純利益			294,872		294,872
持分法の適用範囲の変動			44,459	△2,562	41,896
自己株式の取得				△13	△13
土地再評価差額金の取崩			41,391		41,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△1,400,000	△503,375	2,284,099	△2,575	378,147
当期末残高	100,000	—	△270,247	△9,781	△180,029

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	5,081	△82	4,993,002	6,847	5,004,849	4,264	4,450,935
当期変動額							
資本金から剰余金への振替							—
欠損填補							—
親会社株主に帰属する当期純利益							294,872
持分法の適用範囲の変動							41,896
自己株式の取得							△13
土地再評価差額金の取崩							41,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,543	△172,724	△328,138	△2,879	△527,285	6,620	△520,665
当期変動額合計	△23,543	△172,724	△328,138	△2,879	△527,285	6,620	△142,517
当期末残高	△18,461	△172,806	4,664,864	3,967	4,477,563	10,884	4,308,418

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	—	△270,247	△9,781	△180,029
当期変動額					
資本金から剰余金への振替	—	—			—
欠損填補		—	—		—
親会社株主に帰属する当期純利益			75,806		75,806
持分法の適用範囲の変動			—	—	—
自己株式の取得				—	—
土地再評価差額金の取崩			—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	75,806	—	75,806
当期末残高	100,000	—	△194,441	△9,781	△104,223

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△18,461	△172,806	4,664,864	3,967	4,477,563	10,884	4,308,418
当期変動額							
資本金から剰余金への振替							—
欠損填補							—
親会社株主に帰属する当期純利益							75,806
持分法の適用範囲の変動							—
自己株式の取得							—
土地再評価差額金の取崩							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△31,590	59,885	—	△1,456	26,838	8,150	34,989
当期変動額合計	△31,590	59,885	—	△1,456	26,838	8,150	110,795
当期末残高	△50,052	△112,921	4,664,864	2,511	4,504,402	19,034	4,419,213

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	236,704	192,051
減価償却費	451,474	425,481
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	62	△4,144
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,103	3,726
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	7,000	△9,000
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	—	36,215
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△900	25,573
受取利息及び受取配当金	△5,992	△6,283
支払利息	120,241	204,339
持分法による投資損益 (△は益)	△3,968	△3,424
売上債権の増減額 (△は増加)	5,810	△34,216
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△52,913	△67,024
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	710	4,551
仕入債務の増減額 (△は減少)	△42,711	△188,096
預り保証金の増減額 (△は減少)	△109,460	57,041
その他の資産の増減額 (△は増加)	△27,669	△233,565
その他の負債の増減額 (△は減少)	△44,606	105,519
小計	532,676	508,745
利息及び配当金の受取額	5,992	6,283
利息の支払額	△119,748	△204,937
法人税等の支払額	△43,768	△26,519
営業活動によるキャッシュ・フロー	375,151	283,572
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2,075,257	△2,078,531
有形及び無形固定資産の売却による収入	71,533	—
出資金の売却による収入	152,145	—
事業譲受による収入	23,334	—
その他	31,294	1,632
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,796,948	△2,076,898

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△195,368	—
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△61,000	—
長期借入れによる収入	2,276,000	5,724,000
長期借入金の返済による支出	△598,344	△4,308,394
リース債務の返済による支出	△25,526	△22,296
自己株式の増減額 (△は増加)	△13	—
その他	△25,666	△6,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,370,081	1,387,247
現金及び現金同等物に係る換算差額	△320	△299
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△52,035	△406,378
現金及び現金同等物の期首残高	1,777,319	1,725,283
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,725,283	※ 1,318,905

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社名

大東紡エステート(株)

新潟大東紡(株)

上海大東紡織貿易有限公司

(2) 非連結子会社はない。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

宝繊維工業(株)

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海大東紡織貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用している。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに当社の営業用賃貸資産及び同関連資産（一部定率法）については、定額法を採用している。また、在外連結子会社は定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～47年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としている。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

(ハ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上している。

(ニ)環境対策引当金

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建の予定取引
金利スワップ	長期借入金

(ハ)ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っている。

(二)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略している。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却している。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準である。収益は、次の5つのステップを適用し認識される。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められた。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用される。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められた。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものである。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定である。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものである。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定である。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	5,784,537千円	9,155,767千円
土地	8,896,723千円	8,896,723千円
建設仮勘定	1,762,651千円	－千円
投資有価証券	9,781千円	－千円
計	16,453,692千円	18,052,491千円

担保対応債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
買掛金	5,165千円	－千円
短期借入金	2,374,400千円	8,400,992千円
流動負債のその他（1年内返還予定 預り保証金）	61,436千円	61,436千円
長期借入金	8,311,000千円	3,700,014千円
長期預り保証金	619,656千円	558,219千円
計	11,371,658千円	12,720,662千円

※ 2 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	605,985千円	671,860千円
仕掛品	1,721千円	1,561千円
原材料及び貯蔵品	3,137千円	3,375千円
計	610,845千円	676,797千円

※ 3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	7,821,656千円	8,197,901千円

※ 4 関連会社に対する資産は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券（株式）	82,522千円	85,946千円

※ 5 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出している。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

※6 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	5,209千円	一千円
支払手形	79,317千円	一千円

7 財務制限条項

(1) 借入金（2016年3月31日及び2016年6月8日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2016年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2015年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2016年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2017年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 借入金（2018年3月28日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2018年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2019年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(3) 借入金（2018年8月29日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	12,707千円	5,113千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	92,784千円	104,473千円
給料	235,089千円	278,207千円
賞与引当金繰入額	25,770千円	29,830千円
退職給付費用	31,656千円	25,044千円
貸倒引当金繰入額	62千円	270千円
株主優待引当金繰入額	28,000千円	19,000千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△25,785千円	△31,096千円
組替調整額	－ 千円	△493千円
税効果調整前	△25,785千円	△31,590千円
税効果額	2,242千円	－ 千円
その他有価証券評価差額金	△23,543千円	△31,590千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△172,688千円	59,885千円
税効果額	△36千円	－ 千円
繰延ヘッジ損益	△172,724千円	59,885千円
土地再評価差額金		
税効果額	△286,747千円	－ 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,879千円	△1,456千円
その他の包括利益合計	△485,894千円	26,838千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000,000	—	—	30,000,000
合計	30,000,000	—	—	30,000,000
自己株式				
普通株式(注)	68,599	36,963	—	105,562
合計	68,599	36,963	—	105,562

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加36,963株は、当連結会計年度より持分法を適用したことに伴う宝繊維工業(株)の保有する自己株式(当社株式)の当社帰属分36,813株及び単元未満株式の買取りによる増加150株である。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,355
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,818
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,710
合計			—	—	—	—	10,884

(注) 2016年ストック・オプションとしての新株予約権、2017年ストック・オプションとしての新株予約権及び2018年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3. 配当に関する事項

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000,000	—	—	30,000,000
合計	30,000,000	—	—	30,000,000
自己株式				
普通株式(注)	105,562	—	—	105,562
合計	105,562	—	—	105,562

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,600
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7,861
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,274
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,297
合計			—	—	—	—	19,034

(注) 2017年ストック・オプションとしての新株予約権、2018年ストック・オプションとしての新株予約権及び2019年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3. 配当に関する事項

該当事項なし。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,735,466千円	1,329,089千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△10,183千円	△10,184千円
現金及び現金同等物	1,725,283千円	1,318,905千円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、商業施設事業における商業施設の空調設備(建物附属設備)である。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性を重視し、市場リスクが低い短期の預金等に限定し効率的な運用を行っている。また、資金調達については、主に銀行借入によっている。なお、デリバティブ取引は、実需取引のヘッジを目的として行い、投機目的及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針としている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、「信用限度管理規程」に従い、信用限度運用基準を作成し、リスクを管理している。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式である。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されているが、時価や信用状況の把握を定期的に行うことで管理している。

破産更生債権等に係る信用リスクは、債権先ごとの信用状況を定期的に把握し管理している。

支払手形及び買掛金は、仕入先及び外注委託先に対する債務であり、短期間で支払われる。

借入金、運転資金及び設備資金等に係る長期の銀行借入金であり、金利の変動リスクを有している。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に三島地区商業施設の空調設備投資資金に係るものである。

預り保証金は、商業施設事業における賃貸不動産に係る預り保証金である。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引である。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は金利の変動によるリスクを有している。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識している。これらの変動リスクは、時価の把握を定期的に行うことで管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（（注2）を参照）。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,735,466	1,735,466	—
(2) 受取手形及び売掛金	652,248		
貸倒引当金	△1,650		
	650,598	650,598	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	151,209	151,209	—
(4) 破産更生債権等	87,808		
貸倒引当金	△84,442		
	3,365	3,365	—
資産計	2,540,640	2,540,640	—
(1) 支払手形及び買掛金	577,915	577,915	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 未払法人税等	2,716	2,716	—
(4) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	10,685,400	10,685,400	—
(5) リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	126,657	116,080	△10,576
(6) 預り保証金 (1年以内に返還予定の預り保証金を含む)	1,630,115	1,569,086	△61,029
負債計	13,022,804	12,951,198	△71,605
デリバティブ取引(*)	(172,806)	(172,806)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,329,089	1,329,089	—
(2) 受取手形及び売掛金	700,027		
貸倒引当金	△1,930		
	698,097	698,097	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	118,479	118,479	—
(4) 破産更生債権等	83,256		
貸倒引当金	△80,028		
	3,228	3,228	—
資産計	2,148,894	2,148,894	—
(1) 支払手形及び買掛金	402,491	402,491	—
(2) 未払法人税等	657	657	—
(3) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	12,101,006	12,101,006	—
(4) リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	104,361	97,097	△7,263
(5) 預り保証金 (1年以内に返還予定の預り保証金を含む)	1,687,157	1,639,719	△47,437
負債計	14,295,673	14,240,972	△54,700
デリバティブ取引(*)	(112,921)	(112,921)	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっている。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額によっている。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっている。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(5) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り保証金の返還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	2019年3月31日 (千円)	2020年3月31日 (千円)
非上場株式	179,425	182,850

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
預金	1,683,798	—
受取手形及び売掛金	652,248	—
合計	2,336,047	—

(注) 破産更生債権等のうち、償還予定額が見込めない87,808千円は含めていない。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
預金	1,276,833	—
受取手形及び売掛金	700,027	—
合計	1,976,861	—

(注) 破産更生債権等のうち、償還予定額が見込めない83,256千円は含めていない。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,374,400	8,191,000	60,000	60,000	—	—
リース債務	22,296	21,845	21,845	21,845	38,823	—
合計	2,396,696	8,212,845	81,845	81,845	38,823	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,400,992	269,992	269,992	209,992	2,950,038	—
リース債務	21,845	21,845	21,845	38,823	—	—
合計	8,422,837	291,837	291,837	248,815	2,950,038	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,793	1,998	795
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	148,416	167,673	△19,256
合計		151,209	169,671	△18,461

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額179,425千円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,663	4,884	779
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	112,815	163,647	△50,831
合計		118,479	168,531	△50,052

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額182,850千円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,656	493	—
合計	2,656	493	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項なし。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	2,531	—	3

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	11,800,000	11,395,641	△172,806

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	11,800,000	3,515,000	△112,924

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を設けている。

なお、当社及び国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	266,374	280,991
退職給付費用	34,007	28,518
事業譲受による増加額	15,516	—
退職給付の支払額	△34,907	△2,945
退職給付に係る負債の期末残高	280,991	306,565

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度34,007千円 当連結会計年度28,518千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	6,620千円	8,150千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 80,000株	普通株式 110,000株	普通株式 81,000株	普通株式 73,000株
付与日	2016年12月5日	2017年9月20日	2018年8月20日	2019年8月20日
権利確定条件	定めていない	定めていない	定めていない	定めていない
対象勤務期間	定めていない	定めていない	定めていない	定めていない
権利行使期間	2019年12月5日～ 2024年12月4日	2020年9月20日～ 2025年9月19日	2021年8月20日～ 2026年8月19日	2022年8月20日～ 2027年8月19日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	80,000	110,000	81,000	—
付与	—	—	—	73,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	80,000	110,000	81,000	73,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	70	83	95	80

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	34.9%
予想残存期間	(注) 2	5.5年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.36%

(注) 1. 5.5年間(2014年2月20日から2019年8月20日まで)の株価実績に基づき算定した。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っている。

3. 2019年3月期の配当実績によっている。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りである。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	911,571千円	725,473千円
たな卸資産評価損	36,429千円	37,917千円
賞与引当金	11,781千円	13,074千円
未払費用	1,541千円	14,361千円
減損損失	25,280千円	25,224千円
貸倒引当金	29,360千円	28,422千円
退職給付に係る負債	91,488千円	105,860千円
資産除去債務	18,417千円	18,661千円
資産調整勘定	74,364千円	59,491千円
その他有価証券評価差額金	6,385千円	17,313千円
繰延ヘッジ損益	59,773千円	39,059千円
その他	4,697千円	7,947千円
繰延税金資産小計	1,271,093千円	1,092,807千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△808,991千円	△725,473千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△330,798千円	△349,980千円
評価性引当額小計(注)1	△1,139,789千円	△1,075,453千円
繰延税金資産合計	131,303千円	17,354千円
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去費用)	△4,535千円	△4,092千円
繰延税金負債合計	△4,535千円	△4,092千円
繰延税金資産純額	126,768千円	13,261千円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△2,476,495千円	△2,476,495千円
----------	--------------	--------------

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少である。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	21,708	166,481	5,106	—	—	718,275	911,571千円
評価性引当額	2,328	83,280	5,106	—	—	718,275	808,991千円
繰延税金資産	19,379	83,200	—	—	—	—	(b)102,579千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、親会社で生じたものであり、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断した。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	4,857	2,340	—	—	718,275	—	725,473千円
評価性引当額	4,857	2,340	—	—	718,275	—	725,473千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.2%	8.6%
住民税均等割額	0.4%	0.4%
評価性引当額の増減	△63.4%	18.4%
連結子会社適用税率差異	△0.4%	△0.1%
税率変更による影響	△3.7%	0.0%
その他	△0.3%	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△24.6%	60.5%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

当社が所有する不動産に係る建設リサイクル法・フロン回収破壊法等の法令で要求される法律上の義務及び賃貸借契約に基づく原状回復費用等である。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算している。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	53,689千円	53,712千円
有形固定資産取得に伴う増加額	942千円	— 千円
時の経過による調整額	455千円	453千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,348千円	— 千円
その他増減額(△は減少)	△26千円	△11千円
期末残高	53,712千円	54,154千円

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、静岡県三島地区の商業施設等の賃貸等不動産を有している。

これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：千円)

			前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商業施設	連結貸借対照表計上額	期首残高	14,915,945	16,509,381
		期中増減額	1,593,436	1,589,955
		期末残高	16,509,381	18,099,336
	期末時価		19,192,800	21,380,000
その他	連結貸借対照表計上額	期首残高	351,046	346,140
		期中増減額	△4,906	△4,475
		期末残高	346,140	341,664
	期末時価		424,804	420,910

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
- 2 商業施設の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、「サントムーン柿田川」の設備投資(2,137,514千円)であり、主な減少は、減価償却費(418,498千円)である。
当連結会計年度の主な増加は、「サントムーン柿田川」の設備投資(1,971,570千円)であり、主な減少は、減価償却費(381,615千円)である。
- 3 その他の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、減価償却費(4,906千円)である。
当連結会計年度の主な減少は、減価償却費(4,475千円)である。
- 4 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額である。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりである。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商業施設	賃貸収益	2,311,265	2,290,113
	賃貸費用	1,331,780	1,324,195
	差額	979,484	965,917
	その他(売却損益等)	8,247	—
その他	賃貸収益	16,646	16,193
	賃貸費用	8,370	8,748
	差額	8,275	7,445
	その他(売却損益等)	—	—

- (注) 1 賃貸収益及び賃貸費用は、賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、租税公課、保険料等)であり、それぞれ「売上高」及び「売上原価」等に計上している。
- 2 その他(売却損益等)は売却益であり、「営業外収益」に計上している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、当社に商業施設事業本部、ヘルスケア事業本部、アパレルファッション・ユニフォーム事業本部及び経営管理本部を置き、各本部は国内及び在外連結子会社との密接な協力関係のもとに国内及び海外販売の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社グループは、当社各本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「商業施設事業」、「ヘルスケア事業」及び「繊維・アパレル事業」の3つを報告セグメントとしている。

「商業施設事業」は、商業施設の運営・管理及び不動産賃貸を行っている。「ヘルスケア事業」は、寝装品等の製造・販売をしている。「繊維・アパレル事業」は、衣料品・ユニフォーム等の製造・販売をしている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・アパ レル事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,327,912	832,785	1,336,092	4,496,789	—	4,496,789
セグメント間の内部売上高 又は振替高	456	—	96	552	△552	—
計	2,328,368	832,785	1,336,188	4,497,342	△552	4,496,789
セグメント利益又は損失(△)	861,967	△29,882	△24,968	807,117	△479,638	327,478
セグメント資産	17,419,939	797,229	687,228	18,904,398	1,948,664	20,853,062
その他の項目						
減価償却費	440,470	390	23	440,884	10,995	451,880
持分法投資利益	—	—	3,968	3,968	—	3,968
持分法適用会社への投資額	—	—	82,522	82,522	—	82,522
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,076,469	202,888	—	2,279,358	1,694	2,281,052

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・アパ レル事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,306,307	1,399,610	1,113,183	4,819,101	—	4,819,101
セグメント間の内部売上高 又は振替高	456	—	512	968	△968	—
計	2,306,763	1,399,610	1,113,696	4,820,070	△968	4,819,101
セグメント利益	888,396	12,835	4,592	905,824	△498,610	407,213
セグメント資産	19,233,057	986,223	607,357	20,826,638	1,546,432	22,373,071
その他の項目						
減価償却費	402,204	15,176	48	417,429	8,052	425,481
持分法投資利益	—	—	3,424	3,424	—	3,424
持分法適用会社への投資額	—	—	85,946	85,946	—	85,946
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,086,447	1,755	—	2,088,202	31,887	2,120,090

(注) 1 調整額の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

セグメント利益又は損失 (△)	前連結会計年度	当連結会計年度
全社費用※	△479,638	△498,610

※全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

(単位：千円)

セグメント資産	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	1,948,664	1,546,432

※全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金である。

(単位：千円)

その他の項目	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	10,995	8,052
有形固定資産及び無形固定資産の増加額※	1,694	31,887

※有形固定資産及び無形固定資産の増加額は、管理部門の設備投資額によるものである。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものはない。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものはない。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	商業施設事業	ヘルスケア事業	繊維・アパレル事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	14,408	—	—	14,408
当期末残高	—	185,706	—	—	185,706

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	143.76円	147.19円
1株当たり当期純利益金額	9.86円	2.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9.82円	2.52円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	294,872	75,806
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	294,872	75,806
普通株式の期中平均株式数(株)	29,894,523	29,894,438
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	137,330	240,515
(うち新株予約権(株))	(137,330)	(240,515)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—

(重要な後発事象)

該当事項なし。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金 (注) 3	2,374,400	8,400,992	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務 (注) 4	22,296	21,845	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,311,000	3,700,014	1.3	2021年～2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	104,361	82,515	—	2021年～2024年
合計	10,812,057	12,205,367	—	—

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載している。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していない。
3 「1年以内に返済予定の長期借入金」は連結貸借対照表の「短期借入金」に含めて表示している。
4 「1年以内に返済予定のリース債務」は連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示している。
5 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	269,992	269,992	209,992	2,950,038
リース債務	21,845	21,845	38,823	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,067,879	2,385,782	3,592,737	4,819,101
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	60,403	152,141	189,818	192,051
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	57,189	148,630	183,737	75,806
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.91	4.97	6.15	2.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	1.91	3.06	1.17	△3.61

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,184	682,415
受取手形	※4 156,582	276,862
売掛金	※3 375,570	※3 378,729
たな卸資産	※2 569,898	※2 653,463
その他	※3 30,058	※3 265,019
貸倒引当金	△1,670	△1,940
流動資産合計	2,336,623	2,254,551
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 5,881,824	※1 9,246,744
土地	※1 9,470,591	※1 9,470,591
リース資産	121,661	100,439
建設仮勘定	※1 1,762,651	—
その他	28,685	131,005
有形固定資産合計	17,265,414	18,948,780
無形固定資産		
のれん	200,114	185,706
その他	4,046	29,010
無形固定資産合計	204,161	214,716
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 247,217	214,487
関係会社株式	66,656	66,656
関係会社出資金	37,973	37,973
長期貸付金	※3 182,000	※3 181,800
破産更生債権等	87,808	83,256
繰延税金資産	123,373	9,547
その他	63,100	67,354
貸倒引当金	△266,442	△262,028
投資その他の資産合計	541,685	399,045
固定資産合計	18,011,261	19,562,543
資産合計	20,347,885	21,817,095

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※4 278,190	163,370
買掛金	※1, ※3 225,204	※3 244,635
短期借入金	※1 2,374,400	※1 8,400,992
未払法人税等	293	587
賞与引当金	25,770	29,830
株主優待引当金	28,000	19,000
その他	※1, ※3 381,256	※1, ※3 249,706
流動負債合計	3,313,115	9,108,123
固定負債		
長期借入金	※1 8,311,000	※1 3,700,014
リース債務	104,361	82,515
長期預り保証金	※1, ※3 1,578,689	※1, ※3 1,551,913
再評価に係る繰延税金負債	2,476,495	2,476,495
退職給付引当金	262,382	287,338
環境対策引当金	—	36,215
資産除去債務	46,503	46,956
その他	—	71,280
固定負債合計	12,779,433	8,252,729
負債合計	16,092,548	17,360,852
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△321,923	△157,462
利益剰余金合計	△321,923	△157,462
自己株式	△7,219	△7,219
株主資本合計	△229,143	△64,682
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18,461	△50,052
繰延ヘッジ損益	△172,806	△112,921
土地再評価差額金	4,664,864	4,664,864
評価・換算差額等合計	4,473,595	4,501,890
新株予約権	10,884	19,034
純資産合計	4,255,336	4,456,242
負債純資産合計	20,347,885	21,817,095

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 3,445,065	※1 3,880,198
売上原価	※1 2,326,489	※1 2,584,668
売上総利益	1,118,576	1,295,529
販売費及び一般管理費	※1, ※2 812,646	※1, ※2 880,803
営業利益	305,929	414,726
営業外収益		
受取利息	※1 989	※1 907
受取配当金	5,960	106,233
貸倒引当金戻入額	2,200	200
その他	42,565	5,341
営業外収益合計	51,715	112,682
営業外費用		
支払利息	120,241	204,339
その他	32,960	7,979
営業外費用合計	153,201	212,318
経常利益	204,443	315,089
特別損失		
環境対策引当金繰入額	—	36,215
特別損失合計	—	36,215
税引前当期純利益	204,443	278,874
法人税、住民税及び事業税	371	587
法人税等調整額	△66,157	113,825
法人税等合計	△65,785	114,413
当期純利益	270,229	164,460

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
1 商品売上原価							
商品期首たな卸高		397,065			569,898		
当期商品仕入高		1,743,066			2,097,255		
事業譲受による商品受入高		147,680			—		
合計		2,287,812			2,667,153		
他勘定振替高	※1	8,051			6,582		
商品期末たな卸高		569,898	1,709,863	73.5	653,463	2,007,106	77.7
2 営業賃貸及び役務原価							
租税公課	※2	149,923			150,012		
減価償却費		436,454			399,384		
その他の原価		30,249	616,626	26.5	28,164	577,562	22.3
売上原価合計			2,326,489	100.0		2,584,668	100.0

(注) 1. 他勘定振替高は、販売見本等商品の自家消費高である。

2. 租税公課の主なものは固定資産税である。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,500,000	503,270	104	503,375	375,000	△2,911,919	△2,536,919	△7,206	△540,750
当期変動額									
資本金から剰余金への振替	△1,400,000		1,400,000	1,400,000					－
準備金から剰余金への振替		△503,270	503,270	－					－
欠損填補			△1,903,375	△1,903,375	△375,000	2,278,375	1,903,375		－
当期純利益						270,229	270,229		270,229
自己株式の取得								△13	△13
土地再評価差額金の取崩						41,391	41,391		41,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	△1,400,000	△503,270	△104	△503,375	△375,000	2,589,996	2,214,996	△13	311,607
当期末残高	100,000	－	－	－	－	△321,923	△321,923	△7,219	△229,143

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,081	△82	4,993,002	4,998,001	4,264	4,461,515
当期変動額						
資本金から剰余金への振替						—
準備金から剰余金への振替						—
欠損填補						—
当期純利益						270,229
自己株式の取得						△13
土地再評価差額金の取崩						41,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,543	△172,724	△328,138	△524,406	6,620	△517,786
当期変動額合計	△23,543	△172,724	△328,138	△524,406	6,620	△206,178
当期末残高	△18,461	△172,806	4,664,864	4,473,595	10,884	4,255,336

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	—	—	—	—	△321,923	△321,923	△7,219	△229,143
当期変動額									
資本金から剰余 金への振替	—		—	—					—
準備金から剰余 金への振替		—	—	—					—
欠損填補			—	—	—	—	—		—
当期純利益						164,460	164,460		164,460
自己株式の取得								—	—
土地再評価差額 金の取崩						—	—		—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	164,460	164,460	—	164,460
当期末残高	100,000	—	—	—	—	△157,462	△157,462	△7,219	△64,682

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△18,461	△172,806	4,664,864	4,473,595	10,884	4,255,336
当期変動額						
資本金から剰余金への振替						—
準備金から剰余金への振替						—
欠損填補						—
当期純利益						164,460
自己株式の取得						—
土地再評価差額金の取崩						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△31,590	59,885	—	28,294	8,150	36,445
当期変動額合計	△31,590	59,885	—	28,294	8,150	200,906
当期末残高	△50,052	△112,921	4,664,864	4,501,890	19,034	4,456,242

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

営業用賃貸資産及び同関連資産は主として定額法だが、一部定率法によっている。その他の有形固定資産については定率法によっている。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、全て定額法を採用している。

また、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～47年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としている。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上している。

なお、退職給付債務の算定は退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づく簡便法によっている。

(5) 環境対策引当金

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
金利スワップ	長期借入金

(3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っている。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略している。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略している。

8. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却している。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見直しを行っている。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	5,788,431千円	9,159,661千円
土地	8,955,189千円	8,955,189千円
建設仮勘定	1,762,651千円	－ 千円
投資有価証券	9,781千円	－ 千円
計	16,516,052千円	18,114,850千円

担保対応債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
買掛金	5,165千円	－ 千円
短期借入金	2,374,400千円	8,400,992千円
流動負債のその他(1年内返還予定の預り保証金)	61,436千円	61,436千円
長期借入金	8,311,000千円	3,700,014千円
長期預り保証金	619,656千円	558,219千円
計	11,371,658千円	12,720,662千円

※2 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
商品	569,898千円	653,463千円

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	16,236千円	26,042千円
長期金銭債権	182,000千円	181,800千円
短期金銭債務	13,335千円	27,544千円
長期金銭債務	954,335千円	991,695千円

※4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	5,209千円	－ 千円
支払手形	79,317千円	－ 千円

5 財務制限条項

(1) 借入金（2016年3月31日及び2016年6月8日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2016年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2015年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2016年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2017年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 借入金（2018年3月28日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2018年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2018年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2019年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(3) 借入金（2018年8月29日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

（損益計算書関係）

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,318,679千円	1,293,637千円
仕入高	124,707千円	133,117千円
営業取引以外の取引による取引高	5,874千円	105,150千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度59%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料	230,714千円	273,554千円
賞与引当金繰入額	25,770千円	29,830千円
退職給付費用	31,656千円	25,044千円
減価償却費	11,821千円	22,333千円
貸倒引当金繰入額	62千円	270千円
株主優待引当金繰入額	28,000千円	19,000千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していない。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりである。

(単位：千円)		
区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	30,000	30,000
関連会社株式	36,656	36,656
関係会社出資金	37,973	37,973
計	104,629	104,629

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	904,809千円	721,040千円
たな卸資産評価損	36,429千円	37,917千円
関係会社株式評価損	3,459千円	3,459千円
減損損失	41,411千円	41,355千円
貸倒引当金	92,314千円	91,306千円
賞与引当金	8,913千円	10,318千円
退職給付引当金	85,390千円	99,390千円
資産調整勘定	74,364千円	59,491千円
その他有価証券評価差額金	6,385千円	17,313千円
繰延ヘッジ損益	59,773千円	39,059千円
その他	21,336千円	37,222千円
繰延税金資産小計	1,334,590千円	1,157,875千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△802,230千円	△721,040千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△404,451千円	△423,194千円
評価性引当額小計	△1,206,681千円	△1,144,235千円
繰延税金資産合計	127,908千円	13,639千円
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去費用)	△4,535千円	△4,092千円
繰延税金負債合計	△4,535千円	△4,092千円
繰延税金資産の純額	123,373千円	9,547千円
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	△2,476,495千円	△2,476,495千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3 月 31 日)	当事業年度 (2020年 3 月 31 日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.3%	5.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%	△12.6%
住民税均等割額	0.3%	0.2%
評価性引当額の増減	△72.1%	13.1%
税率変更による影響	△4.3%	0.0%
その他	0.2%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△32.2%	41.0%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「受取配当金等永久に益金に算入されない項目」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っている。

この結果、前事業年度において、「その他」に表示していた0.0%は、「受取配当金等永久に益金に算入されない項目」△0.2%、「その他」0.2%として組み替えている。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	5,775,720	3,696,224	—	355,903	9,116,041	6,810,475
構築物	106,104	37,684	—	13,085	130,703	848,105
機械及び装置	4,202	—	—	—	4,202	79,842
工具、器具及び備品	24,483	115,515	—	13,195	126,803	344,245
土地	9,470,591 [7,141,359]	—	—	—	9,470,591 [7,141,359]	—
リース資産	121,661	—	—	21,222	100,439	192,033
建設仮勘定	1,762,651	2,394,596	4,157,247	—	—	—
有形固定資産計	17,265,414 [7,141,359]	6,244,020	4,157,247	403,407	18,948,780 [7,141,359]	8,274,701
無形固定資産						
ソフトウェア	3,063	28,631	—	3,372	28,322	24,366
のれん	200,114	—	—	14,408	185,706	14,408
その他	983	—	—	295	688	3,240
無形固定資産計	204,161	28,631	—	18,076	214,716	42,014

- (注) 1. 建物の当期増加額は、主に三島地区商業施設の第4期開発工事によるものである。
2. 構築物の当期増加額は、主に三島地区商業施設の第4期開発工事によるものである。
3. 工具、器具及び備品の当期増加額は、主に三島地区商業施設の第4期開発工事によるものである。
4. 建設仮勘定の当期増加額は、主に三島地区商業施設の第4期開発工事によるものである。
5. 建設仮勘定の当期減少額は、建物勘定等への振替によるものである。
6. 土地の〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行った当該再評価差額である。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	268,112	270	4,414	263,968
賞与引当金	25,770	29,830	25,770	29,830
株主優待引当金	28,000	19,000	28,000	19,000
環境対策引当金	—	36,215	—	36,215

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで												
定時株主総会	6月中												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り													
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株)												
取次所	_____												
買取手数料	無料												
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.daitobo.co.jp/												
株主に対する特典	(1) 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主で、その前年の9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で記載または記録があり、かつ、継続保有期間が6か月以上1年未満に該当する株主に対し、保有株式数に応じて下記のとおり贈呈する。 <table> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td><td>当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分</td></tr> <tr> <td>1,000株以上2,000株未満</td><td>①2,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分</td></tr> <tr> <td>2,000株以上</td><td>①4,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分</td></tr> </table> (2) 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主で、その前年の3月31日以前の株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録された株主に対し、保有株式数に応じて下記のとおり贈呈する。 <table> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td><td>当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分</td></tr> <tr> <td>1,000株以上2,000株未満</td><td>①3,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分</td></tr> <tr> <td>2,000株以上</td><td>①5,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分</td></tr> </table>	100株以上1,000株未満	当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分	1,000株以上2,000株未満	①2,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分	2,000株以上	①4,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分	100株以上1,000株未満	当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分	1,000株以上2,000株未満	①3,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分	2,000株以上	①5,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分
100株以上1,000株未満	当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分												
1,000株以上2,000株未満	①2,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分												
2,000株以上	①4,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券1回分												
100株以上1,000株未満	当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分												
1,000株以上2,000株未満	①3,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分												
2,000株以上	①5,000円相当のクオカード ②当社ECサイト取扱商品の優待割引券2回分												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していない。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第199期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第200期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月8日関東財務局長に提出

（第200期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月6日関東財務局長に提出

（第200期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月6日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

ダイトウボウ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安 達 則 嗣 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 部 秀 穂 印

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイトウボウ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダイトウボウ株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダイトウボウ株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2020年 6 月24日

ダイトウボウ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

安 達 則 嗣 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

田 部 秀 穂 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイトウボウ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。